○東北地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十三日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
上田市上塩尻字横堰一七〇番三から千曲市大字粟佐字子新田三二一番一まで	前	A　九・〇～一〇・〇	一八・二三五	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・E　一八・七～二六・〇	八・九〇六	
		C　二八・〇～六八・〇	二・八一七	
		D　〇・〇～九六・五	二・一〇〇	
	後	A　九・〇～一〇三・〇	一八・二三五	
		B・E　一八・七～二六・〇	八・九〇六	
		C　二八・〇～六八・〇	二・八一七	
		D　〇・〇～一五三・五	二・一五〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○中部地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年中部地方整備局告示第六十五号西三河都市計画公園事業九・六・一号油ヶ淵水辺公園

三　事業施行期間　自平成十八年三月三十一日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十八年中部地方整備局告示第六十五号及び平成二十四年中部地方整備局告示第六十五号の事業地のうち碧南市湖西町四丁目地内において事業地を変更する

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中部地方整備局告示第百十四号尾張都市計画道路事業三・四・四十二号名古屋岐阜線

三　事業施行期間　自平成二十年十月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年中部地方整備局告示第十九号尾張都市計画道路事業三・三・二号北尾張中央道

三　事業施行期間　自平成二十五年二月十三日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　尾鷲都市計画道路事業三・四・二号尾鷲港新田線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月二十三日至平成三十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県尾鷲市林町、南陽町及び小川東町地内

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月二十三日　中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　三重県

二　都市計画事業の種類及び名称　鈴鹿都市計画道路事業三・四・十二号野町西条線

三　事業施行期間　自平成二十九年三月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県鈴鹿市南玉垣町字玉垣及び安塚町字源平塚地内

使用の部分　なし